

福祉行政のあらまし

令和元年度版



(愛知県子育て応援マスコット・キャラクター はぐみん)

愛知県新城設楽福祉相談センター

目 次

第1 新城設楽福祉相談センターの概況

1 管内の概況.....	1
2 管内の人口等（人口、世帯数、面積、人口の推移、管内図）.....	2
3 沿革.....	3
4 組織及び事務分掌.....	4
（1）組織（2）事務分掌.....	4
（3）機能【参考】事業別所管地域.....	5

第2 地域福祉課の業務

1 生活保護.....	6
（1）概要.....	6
（2）世帯類型別保護状況.....	6
2 生活困窮者自立相談支援事業.....	7
3 行旅病人及び行旅死亡人.....	7
4 民生委員・児童委員.....	7
5 家庭児童相談室.....	8
6 東三河北部圏域保健医療福祉推進会議.....	9
7 高齢者福祉.....	10
（1）介護保険制度.....	10
（2）管内の状況.....	11
8 児童福祉.....	13
9 ひとり親家庭への支援.....	14
（1）母子・父子自立支援員の設置.....	14
（2）母子、父子、寡婦福祉資金の貸付.....	15
（3）母子・父子家庭等自立支援給付金の支給.....	15
（4）児童扶養手当の支給.....	16
（5）愛知県遺児手当の支給.....	17
10 障害者（児）福祉.....	19
（1）各手帳所持状況.....	19
（2）特別児童扶養手当の支給.....	20
（3）特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の支給.....	21
（4）在宅重度障害者手当の支給.....	22
（5）心身障害者扶養共済制度.....	22
（6）障害保健福祉圏域会議.....	23
（7）障害福祉サービスの実績.....	24
11 女性相談センター新城設楽駐在室.....	25

第3 児童育成課の業務

【児童相談の状況】	29
1 相談の種類	29
2 相談・指導等の状況	30
3 一時保護の状況	32
4 児童福祉施設等への入所状況	32
5 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況	32
6 児童措置費負担金徴収状況	33
7 養護相談の状況	34
8 障害相談の状況	36
9 非行相談、育成相談の状況	36
【障害者相談の状況】	37

【表章記号(表の数字表記について)】

- ・ 記入漏れがないことを認知させるため、原則として空欄は避け、次のとおり入力しています。
数値のない場合は「-([半]ハイフン)」
数値がありえない場合は「…[三点リダ]」
- ・ 小数点以下は、原則として小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表記しています。
ただし、表内の全ての値が一の位しかない場合は、小数点第3位を四捨五入します。

第1 新城設楽福祉相談センターの概況

1 管内の概況

《地勢・気候・産業》

新城設楽福祉相談センターの所管する新城市、北設楽郡は、愛知県の東北部に位置し、北は長野県に、東は静岡県に接している。管内の北東部は天竜川、中央部は豊川、北西部は矢作川の流域からなり、これらに注ぐ数多くの支流と木曾赤石山系の標高 300～1,400メートルの山々が峰を連れ、変化に富んだ地形となっており、県内最高峰の茶臼山、奇岩林立する鳳来寺山など自然景観に恵まれた風光明媚な景勝地が各所に点在している。

気候は、北設楽郡において、冬季に平均気温が1度以下となる地域もあるが積雪は少なく、冬寒く夏涼しい。一方、新城市においては、平均気温が15度と北設楽郡より3～4度ほど高く管内の温度差が大きい。また、年間降水量は、1,500～2,400ミリと県内でも雨の多い地域であるため、東三河一帯の水源かん養地域となっており、豊富な雨量は林木の成育に適しており、県内有数の林業地帯を形成している。

管内の主要産業は、稲作、野菜、花き、茶、果樹、畜産などの農業、木材資源を基盤とする林産業、ニジマス・アマゴなどの養殖漁業、天竜奥三河・愛知高原国定公園を始めとした観光・レクリエーション産業、また、内陸工業地域の整備による進出企業活動等であり、地域の特性をふまえた産業の振興が図られている。

《交通》

公共交通機関は、豊橋からJR飯田線が新城市を経て東栄町の東南端を走っているほか、民営及び市町村営バスも運行されているものの、バス路線の大部分は1日数往復の不採算路線であり、公費による補助により確保されているが、山間部での住民の足は自家用車に依存するところが多い。

平成28年2月に新東名高速道路の豊田東JCTから浜松いなさJCT間が開通し、新城ICが設置され、また、平成24年4月に三遠南信自動車道の浜松いなさJCTから鳳来峡IC間が開通し、今後、平成31年3月に共用開始された東栄ICまで延伸する予定である。これらの高規格幹線道路は、地域の活性化に貢献する“交流の道”、医療サービス・救命率の向上に資する“命の道”、安全・安心な地域ネットワークを構築する“安全の道”として期待されている。

《人口》

管内の人口は、前年と比較すると、全市町村で減少しており、当センター全体で1.56%の減少である。高齢化率は平成31年4月現在38.0%で県平均(24.7%)を大幅に上回っている。

2 管内の人口等

(平成31年4月1日現在)(単位:世帯、人、%、km²)

	世帯数	人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上		面積
			人口	割合	人口	割合	人口	割合	
新城市	16,673	44,868	4,971	11.1	23,780	53.0	15,948	35.5	499.23
北設楽郡	設楽町	1,905	340	7.4	1,907	41.8	2,314	50.7	273.94
	東栄町	1,298	259	8.4	1,246	40.6	1,562	50.9	123.38
	豊根村	466	91	8.8	420	40.4	529	50.9	155.88
郡計	3,669	8,671	690	8.0	3,573	41.2	4,405	50.8	553.20
合計	20,342	53,539	5,661	10.6	27,353	51.1	20,353	38.0	1052.43
愛知県全体	3,214,595	7,535,607	994,858	13.2	4,599,747	61.0	1,859,955	24.7	5,154

(注)1 人口は、あいちの人口(県民生活部統計課)による推計数値

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/0000088839.html#sui>

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/0000088838.html>

2 年齢3区分に年齢不詳は含まないため、年齢3区分人口の合計は人口総数と一致しないことがある。

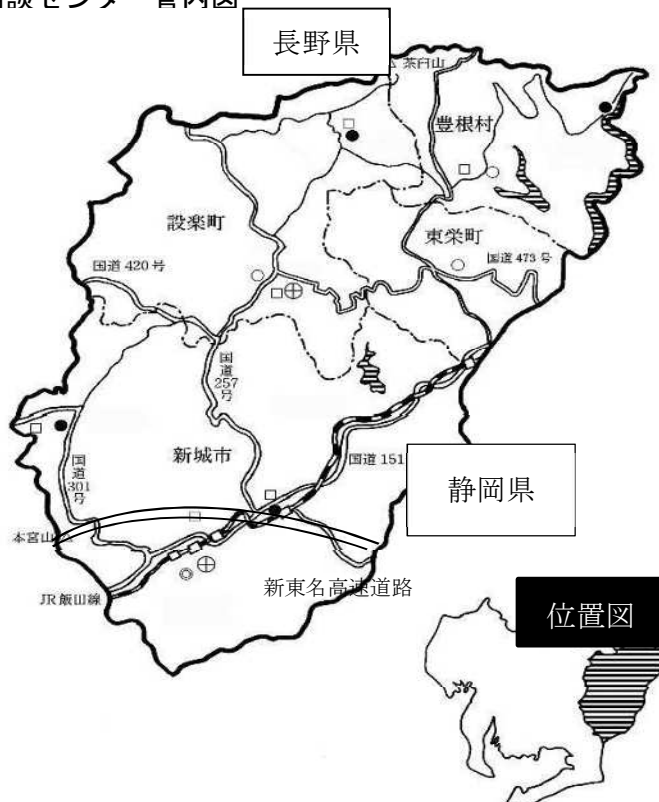
人口の推移

(単位:人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
新城市	54,584	54,602	53,603	52,178	49,864	47,133	
北設楽郡	設楽町	8,225	7,599	6,959	6,306	5,769	5,074
	東栄町	5,441	5,124	4,717	4,347	3,757	3,446
	豊根村	1,813	1,722	1,629	1,517	1,336	1,135
郡計	15,479	14,445	13,305	12,170	10,862	9,655	
合計	70,063	69,047	66,908	64,348	60,726	56,788	
愛知県	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,410,719	7,483,128	

(注)国勢調査(各年10月1日現在)

新城設楽福祉相談センター管内図



凡 例	
◎	市役所
○	町村役場
●	市役所・町村役場の支所
□	保健センター
⊕	福祉相談センター及び設楽駐在

位置図

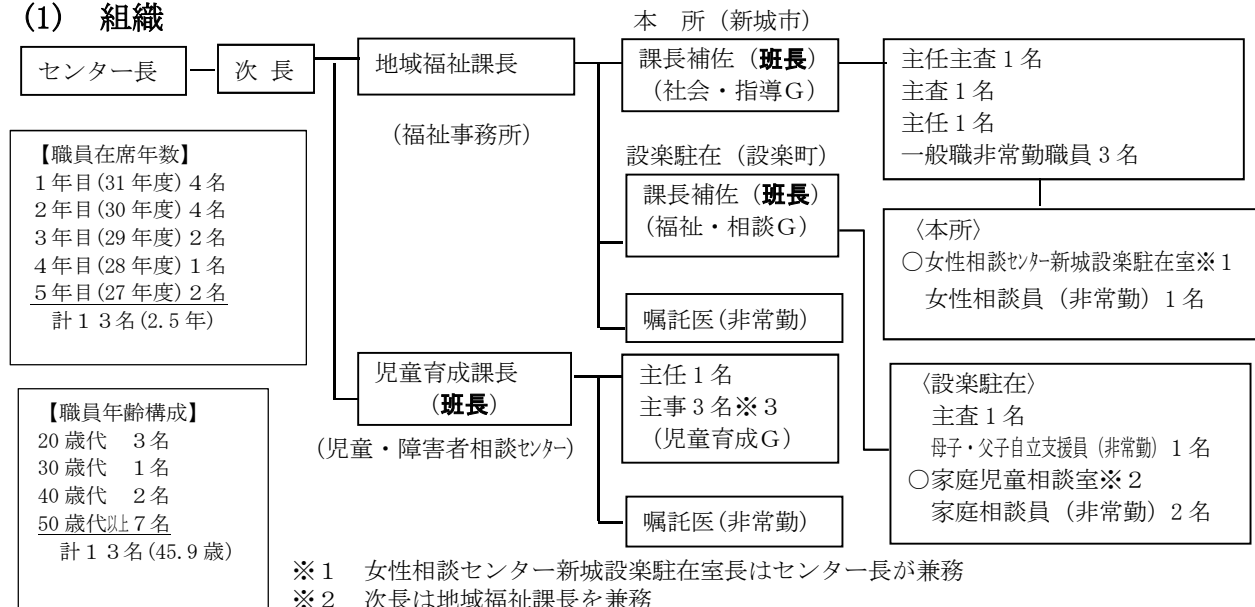
3 沿革

年月日	旧 新城事務所	旧 設楽事務所	旧 児童相談所
昭和23年 6月 30日			豊橋地方児童相談所設置 □管轄区域【東三河全域】 ■位置 豊橋市中八町元連隊内
昭和26年 7月 18日			豊橋市松山町 37 新築移転
昭和26年 9月 1日	八楽地方事務所に民生課設置 □管轄区域【南設楽郡、八名郡】 ■位置 新城市字東入船 118	北設楽地方事務所に民生課設置 □管轄区域【北設楽郡】 ■位置 設楽町大字田口字小貝津 6-1	
昭和27年 5月 27日			豊橋児童相談所に名称変更
昭和30年 11月 10日	新城事務所に名称変更	田口事務所に名称変更	
昭和31年 9月 30日	管轄区域を南設楽郡に変更	設楽事務所に名称変更	
昭和33年 11月 1日	新城市制施行 □管轄区域【新城市、南設楽郡】		
昭和37年 11月 27日		設楽総合庁舎 新築 ■位置 設楽町大字田口字小貝津 6-2	
昭和37年 12月 6日	新城総合庁舎 新築・移転 ■位置		
昭和43年 3月 30日	新城市字石名号 20-1		豊橋市瓦町通 1-84-3 新築移転
昭和54年 4月 1日			豊橋児童相談所出張相談所設置 ■位置 新城市川路字連吾 25 新城市おおぞら園内
平成14年 4月 1日	(地方機関再編による統合) 新城設楽事務所健康福祉課設置 □管轄区域【新城市、北設楽郡(稲武町除く)、南設楽郡】 ■位置 新城市字石名号 20-1 (新城総合庁舎内) 福祉・相談グループ(設楽駐在) 設置 ■位置 設楽町田口字向木屋 28-2 (新城保健所設楽支所内)		(地方機関再編による) 新城設楽児童相談センター設置 □管轄区域【同左】 ■位置 新城市字中野 6-1 (新城保健所庁舎内 2階)
平成17年 10月 1日	鳳来町・作手村(南設楽郡)が新城市と合併したことに伴う管轄区域変更 □管轄区域【新城市、北設楽郡】		同左
平成20年 4月 1日	新城設楽福祉相談センター設置(地方機関再編による名称及び体制の変更) □管轄区域 新城市、北設楽郡 ■位置 新城市字中野 6-1 (新城保健所庁舎内) ○課名 地域福祉課(社会・指導グループ、福祉・相談グループ(設楽駐在)) 児童育成課		
平成27年 3月 16日	設楽駐在を新城設楽建設事務所設楽支所内へ移転 ■位置 設楽町田口字川原田 6-18 (新城設楽建設事務所設楽支所内)		

4 組織及び事務分掌

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(1) 組織



【職員在席年数】
 1 年目 (31 年度) 4 名
 2 年目 (30 年度) 4 名
 3 年目 (29 年度) 2 名
 4 年目 (28 年度) 1 名
 5 年目 (27 年度) 2 名
 計 13 名 (2.5 年)

【職員年齢構成】
 20 歳代 3 名
 30 歳代 1 名
 40 歳代 2 名
 50 歳代以上 7 名
 計 13 名 (45.9 歳)

※ 1 女性相談センター新城設楽駐在室はセンター長が兼務

※ 2 次長は地域福祉課長を兼務

※ 3 家庭児童相談室長は次長、室次長は課長補佐 (福祉・相談 G) が兼務

※ 4 育児休業 1 名 (平成 31 年 1 月 7 日～産休 4 月 30 日～育休)

(2) 事務分掌 (愛知県行政組織規則第二十四条の三第 5 項)

【地域福祉課】

- ・ 文書及び公印の管守に関すること。
 - ・ 職員の人事及び福利厚生に関すること。
 - ・ 予算、会計及びその他庶務に関すること。
 - ・ 附属設備及び物品の保全管理に関すること。
 - ・ 民生委員及び児童委員に関すること。
 - ・ 生活保護に関すること ・ 生活困窮者自立支援に関すること。
 - ・ 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
 - ・ 戦没者遺族等の援護に関すること。
 - ・ 中国残留邦人等の援護に関すること。
 - ・ 児童、母子家庭及び父子家庭並びに女性の福祉に関すること。
 - ・ 高齢者の福祉に関すること。
 - ・ 介護保険に関すること。
 - ・ 身体障害者及び知的障害者の福祉に関すること。
 - ・ 保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関すること。
 - ・ 福祉事務所の業務に関すること。
 - ・ その他社会福祉に関すること。
 - ・ 他の課の主管に属さないこと。
- [嘱託医 生活保護法による医療扶助の適正実施に関すること。]

【児童育成課】

- ・ 児童の相談に関すること。
 - ・ 児童及びその家庭に係る必要な調査及び社会的な判定指導に関すること。
 - ・ 障害児入所給付費の支給の決定及び取消しに関すること。
 - ・ 児童福祉法第 26 条及び第 27 条の規定による措置及び指導に関すること。
 - ・ 里親委託後の指導に関すること。
 - ・ 施設入所後の家庭並びに施設退所後の児童及び家庭の指導に関すること。
 - ・ 児童及びその家庭に係る医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定指導に関すること。
 - ・ 身体障害者及び知的障害者に関する相談及び指導に関すること。
 - ・ 児童・障害者相談センターの業務に関すること (前各号に掲げる事務に関するものに限る。)
- [嘱託医 児童の精神医学的診断に関すること。]

※ [] は規則では規定のない事務

(3) 機能

	課名	機関名	根拠法令等
新城設楽福祉相談センター	地域福祉課	福祉事務所	社会福祉法(昭和26年度法律第45号)第14条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所
	児童育成課	児童相談所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関
		身体障害者更生相談所 (一部機能)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条に基づき、身体障害者の福祉に関し都道府県に設置される機関
		知的障害者更生相談所 (一部機能)	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に基づき、知的障害者の福祉に関し都道府県に設置される機関

事業別所管地域(参考)

主な事業\地域	設楽町	東栄町	豊根村	新城市	豊川市	蒲郡市	田原市
生活保護に関する事	○	○	○				
生活困窮者自立相談支援事業に関する事	○	○	○				
民生委員・児童委員に関する事	○	○	○	○(選任は除く)			
家庭児童の相談に関する事	○	○	○				
高齢者福祉に関する事	○	○	○	○			
児童福祉に関する事	○	○	○	○			
母子及び父子並びに寡婦等の支援に関する事	○	○	○				
母子・寡婦福祉金の貸付償還事務に関する事	○	○	○	○	○	○	○
児童扶養手当の支給関係事務に関する事	○	○	○				
遺児手当の支給関係事務に関する事	○	○	○	○			
障害者(児)の福祉に関する事	○	○	○	○			
療育手帳交付事務に関する事(18歳未満の者)	○	○	○	○			
特別児童扶養手当の支給関係事務に関する事	○	○	○	○			
特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給関係事務に関する事	○	○	○				
在宅重度障害者手当の支給関係事務に関する事	○	○	○	○			
女性相談に関する事	○	○	○	○			
女性相談センター等への一時保護事務に関する事	○	○	○				
児童及び障害者の相談に関する事	○	○	○	○			

第2 地域福祉課の業務

1 生活保護

生活保護法（昭和25年法律第144号）は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするもので、①生活扶助②教育扶助③住宅扶助④医療扶助⑤介護扶助⑥出産扶助⑦生業扶助⑧葬祭扶助の8種類がある。

(1) 世帯類型別保護状況（保護停止中を含む。）

（平成31年4月1日現在）（単位：世帯、人、%）

区分	被保護世帯										被保護人員	人口	保護率	
	単身世帯				2人以上世帯									計
	高齢者	障害者	傷病者	その他	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他					
設楽町	5	3	1	-	-	1	-	-	-	10	12	4,564	0.26	
東栄町	8	1	1	1	-	-	-	-	-	11	11	3,067	0.36	
豊根村	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1,040	0.29	
計	16	4	2	1	-	1	-	-	-	24	26	8,671	0.30	

（注）人口は、あいちの人口（県民生活部統計課）による数値

(2) 保護の基準

生活保護法による保護基準は、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等に応じて厚生労働大臣が定めている。

(3) モデル世帯の最低生活費（住宅扶助を除く）

※平成31年4月1日現在

○33歳夫・29歳妻・4歳子の3人世帯

- ・設楽町、東栄町【3級地-1】 ————— 136,450円（名古屋市157,170円）
- ・豊根村【3級地-2】 ————— 131,900円

○68歳の単身世帯

- ・設楽町、東栄町【3級地-1】 ————— 66,780円（名古屋市78,470円）
- ・豊根村【3級地-2】 ————— 64,420円

〔保護率〕

（単位：%）

区分	国	県	管内
平成24年4月	1.65	0.56	0.24
平成25年4月	1.70	0.59	0.19
平成26年4月	1.71	0.58	0.24
平成27年4月	1.70	0.59	0.23
平成28年4月	1.69	0.59	0.22
平成29年4月	1.68	0.58	0.25
平成30年4月	1.66	0.57	0.31
平成31年4月	1.65	0.56	0.30

（注）愛知県は、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く市町村の平均

2 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給等を実施し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行っている。

【相談件数等】

平成30年度（単位：件）

相談件数			法に基づく事業等利用件数				その他利用件数		効果	
新規受付	延件数	プラン作成	住居確保給付金	一時生活支援	就労支援	その他	フードバンク活用支援	生活困窮者法律相談支援	就職	増収
			9	21	-	-	-	-		

3 行旅病人及び行旅死亡人

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、管内市町村が取り扱った行旅死亡人等の実費弁償に要する経費を県が負担することにより、円滑な行旅死亡人等の取り扱いを行なっている。

負担率：10/10（生活保護基準を適用）

【実施状況】

（単位：件、円）

区分	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	1	-	-	1
金額	47,449	-	-	132,412

4 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、地域社会の福祉を増進することを目的とし、市町村の区域におかれている民間奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱され、現在の任期は平成28年12月1日から3年間となっている。

その職務は、地域住民の生活状態を把握し、要保護者の相談に応じ、その更生を援助するとともに、福祉事務所、市町村等の関係機関に協力し、あるいは社会福祉施設と密接に連絡し、その機能を助ける等極めて広範囲に及んでいる。

また、児童福祉法第12条の規定により児童委員を兼ねることとなっており、児童福祉の増進にも重要な機能を果たしている。

主任児童委員は、児童委員活動の一層の推進を図ることを目的に、平成6年1月1日から設置され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童委員と一体となった活動を行なっている。

民生委員・児童委員数

（平成31年4月1日現在）（単位：人）

区分	新城市	設楽町	東栄町	豊根村	合計
民生委員	121	28	20	8	177
主任児童委員（再掲）	(12)	(2)	(2)	(1)	(17)

- ・ 活動費用弁償費 年額 59,000 円
- ・ 市町村民生委員協議会に活動費交付金を交付している。

5 家庭児童相談室

昭和39年4月1日に家庭児童相談室が設置されて以来、家庭における児童養育、その他家庭児童の福祉向上を図るため、児童委員、学校、保育所、児童相談所、保健所等関係機関と連絡を密にし、北設楽郡管内3町村の要保護家庭の発見に努め、相談指導にあたっている。

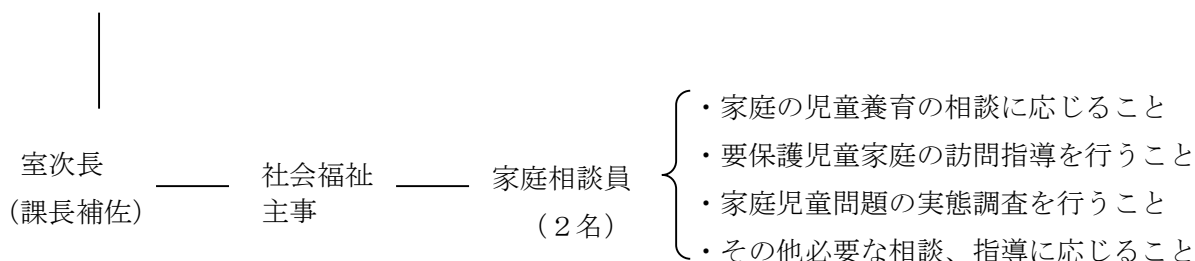
また、町村が実施する乳幼児健康診査、子育て教室、園庭開放、民生委員協議会等にも参加し、情報交換を行なっている。

(1) 職員の配置状況

現職員数 2名（兼務）、非常勤職員数 2名（家庭相談員）

(2) 組織図

室長（次長兼地域福祉課長）



※ 室長（次長兼地域福祉課長）は、本所で勤務

※ 室次長（課長補佐）、社会福祉主事、家庭相談員は設楽駐在勤務

家庭相談員相談指導延件数

（平成30年度）（単位：件）

区分	性格・生活習慣	知能・技能	学校生活等			非行	家族関係		環境福祉	心身障害	その他	計
			人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
北設楽郡	45	314	-	-	1	-	-	53	22	18	25	478

6 東三河北部圏域保健医療福祉推進会議

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領に定めるとおり、東三河北部圏域で実施する保健・医療・福祉に関する施策について、その円滑かつ効果的な実施のために関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関相互の連絡調整を行なうことにより、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として開催する。

- 対象地域 新城市、北設楽郡
- 構 成 員 市町村の代表、医師会の代表、歯科医師会の代表、薬剤師会の代表、病院協会の代表、社会福祉協議会の代表、民生・児童委員の代表、その他
- 事 務 局 新城保健所、新城設楽福祉相談センター

《開催状況》

(平成 30 年度)

会 議 内 容	
日 時	平成 31 年 2 月 22 日 (金) 午後 1 時から午後 1 時 45 時まで
場 所	新城保健所 会議室
出席者	構成員：新城市医師会長始め 18 人 事務局：新城保健所長始め 11 人
議題等	(議題) ①平成 30 年度第 1 回地域医療構想推進委員会の開催結果等について ②地域在宅医療・介護連携推進支援事業について ③本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休における医療提供体制の確保に関する対応について (報告事項) ①開設予定の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について ②医療計画別表について

7 高齢者福祉

愛知県では、高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、「高齢者保健福祉計画」（平成12年3月 第1期）を策定し、各種事業を積極的に推進している。

なお、平成30年3月には、第6期計画の評価の上に、必要な見直しを行い、「高齢者の自立と自己実現を地域で支える健康福祉」を基本理念とする「第7期愛知県高齢者健康福祉計画」を策定した。

また、同計画に定める11の老人福祉圏域のうち、東三河北部圏域（1市2町1村）を当センターが所管している。

（1）介護保険制度

介護保険制度は、高齢化の進展とともに、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年4月に開始された。介護保険事業の運営主体（保険者）は、市町村となっていたが、急激な高齢化の進展による介護給付費の増加等の課題に地域全体で対応していけるよう、地域資源の効果的な活用、介護保険事務の効率的な処理、広域的なサービス提供体制の確立等を目的として、平成30年4月に東三河全市町村の運営主体は1つに統合され、東三河広域連合が運営主体となった。

当センター及び東三河福祉相談センターは、共同して東三河広域連合に対し保険者指導を実施している。

月額保険料の状況【第1号被保険者】

（単位：円、％）

区 分		月額保険料		保険料基準額の 伸び率
		第6期 (平成27～29年度)	第7期 (平成30～32年度)	
新 城 市		4,950	5,213	5.3
北 設 楽 郡	設 楽 町	5,700	5,125	△10.1
	東 栄 町	5,900	4,825	△18.2
	豊 根 村	5,300	5,418	2.2
東三河広域連合		—	4,906	—
愛 知 県	平 均	5,191	5,526	6.5
	県内最高額	6,520	6,391	—
	県内最低額	3,750	4,040	—

(注) 1 「第6期」は、厚生労働省「第6期計画期間及び平成37年度等における介護保険の第1号保険料について」による数値

2 「第7期」のうち、市町村分は「第7期東三河広域連合介護保険事業計画」による数値、また東三河広域連合分及び愛知県分は厚生労働省「第7期計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について」による数値

なお、上記厚生労働省資料では、保険料を経過的に複数設定している保険者については、加重平均により1保険者につき1保険料として算定している。

3 第1号被保険者：65歳以上の介護保険被保険者

(2) 管内の状況 (参考)

ア 介護保険認定状況

(平成30年10月末現在) (単位:人、%)

区分	総人口	65歳以上人口	高齢化率	介護保険認定者数	第1号被保険者認定者数	出現率	
新城市	45,266	15,906	35.1	2,970	2,906	18.3	
北設楽郡	設楽町	4,648	2,327	50.1	564	560	24.1
	東栄町	3,097	1,586	51.2	344	342	21.6
	豊根村	1,063	530	49.9	123	121	22.8
	郡計	8,808	4,443	50.4	1,031	1,023	23.0
合計	54,074	20,349	37.6	4,001	3,929	19.3	
愛知県	7,539,185	1,851,882	24.6	309,510	302,400	16.3	

- (注) 1 人口は、愛知県県民生活部統計課「あいちの人口」による数値(平成30年10月1日現在)
 2 介護保険認定者数及び第1号被保険者認定者数のうち各市町村の数値は、東三河広域連合からの報告による数値
 3 介護保険認定者数及び第1号被保険者認定者数のうち愛知県の数値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」(暫定)(平成30年10月分)による数値
 4 出現率は、65歳以上人口に対する第1号被保険者認定者数の割合

イ 介護度別認定者数

(平成30年10月末現在) (単位:人、%)

区分	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	合計	
新城市	436	464	900	680	486	345	336	223	2,070	2,970	
北設楽郡	設楽町	89	81	170	120	88	62	64	60	394	564
	東栄町	42	32	74	64	56	55	60	35	270	344
	豊根村	15	21	36	29	22	11	10	15	87	123
	郡計	146	134	280	213	166	128	134	110	751	1,031
合計	582	598	1,180	893	652	473	470	333	2,821	4,001	
(割合)	(14.5)	(14.9)	(29.5)	(22.3)	(16.3)	(11.8)	(11.7)	(8.3)	(70.5)	(100.0)	
愛知県	44,713	52,210	96,923	56,564	53,821	40,400	35,905	25,897	212,587	309,510	

- (注) 1 各市町村の数値は、東三河広域連合からの報告による数値
 2 愛知県の数値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」(暫定)(平成30年10月分)による数値

ウ 老人福祉施設等設置数

(令和元年6月1日現在) (単位:カ所)

区分	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム(ケアハウス)
新城市	4(1)	2	2	1	2
設楽町	1	-	-	1	-
東栄町	1	-	-	-	-
豊根村	-	1	-	-	-
計	6(1)	3	2	2	2

- (注) 1 下記表「(4) 老人福祉施設等設置状況」を基に作成
 2 介護老人福祉施設のうち、(1)は地域密着型施設を再掲

エ 老人福祉施設等設置状況

(令和元年6月1日現在)

種 類	施設名	設置者	定 員	施設所在地 (市町村)
介 護 老 人 福 祉 施 設 (特別養護老人ホーム)	麗楽荘	(社福)一誠福祉会	84	新城市
	くるみ荘	(社福)鳳寿会	80	新城市
	奇楽荘 ※	(社福)一誠福祉会	29	新城市
	翠華の里	(社福)中部盲導犬協会	100	新城市
	愛厚ホーム設楽苑	(社福)愛知県厚生事業団	100	設楽町
	やまゆり荘	(社福)明峰福祉会	80	東栄町
介 護 老 人 保 健 施 設	新城介護老人保健施設 サマリヤの丘	(医)双樹会	80	新城市
	介護老人保健施設鳳来 ケアセンター	(医)社団誠淳会	100	新城市
	介護老人保健施設豊根 ケアセンター	(医)社団誠淳会	63	豊根村
介 護 療 養 型 医 療 施 設	今泉病院	(医)寿泉会今泉病院	60	新城市
	星野病院	(医)星野病院	35	新城市
養 護 老 人 ホ ー ム	寿楽荘	新城市	50	新城市
	宝泉寮	設楽町	50	設楽町
軽 費 老 人 ホ ー ム (ケアハウス)	ケアハウスピラほうらい	(社福)鳳寿会	30	新城市
	ケアハウス和光ハイム	(社福)一誠福祉会	20	新城市

(注) 1 愛知県「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」を基に作成

2 (社福)は社会福祉法人、(医)は医療法人の略

3 ※は地域密着型施設

オ 高齢者福祉施策

- ・ 敬老祝い品の贈呈事業

老人の日にちなみ、多年にわたり社会の発展に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、数え 100 歳の高齢者に敬老祝い品を贈呈する。(事業開始：平成 22 年度)

贈呈対象者数 (単位：人)

(平成 30 年度)

新城市	設楽町	東栄町	豊根村	合 計
20	4	2	-	26

(注) 当センター調べ

8 児童福祉

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童憲章（昭和 26 年）の制定によって、全ての児童を心身ともに育成し、愛護するという児童福祉の基本理念が確立されて以来、この理念を基調として児童福祉に関する施策を推進している。

（1）保育所の設置状況と入所率

保育所は、保護者の労働や疾病などにより、家庭で保育することができない乳幼児を入所させ、保護者に代わって保育を行うことにより、児童の福祉を図っている。

保育所の設置状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（単位：人、％）

市町村	公立/ 私立	こども園名・保育所名	入 所 状 況		
			定 員	入所現員	入所率
新城市 公立 15 私立 2	公	新城こども園	110	82	74.5
	公	城北こども園	160	144	90.0
	公	千郷東こども園	130	120	92.3
	公	千郷中こども園	90	89	98.8
	公	千郷西こども園	150	117	78.0
	公	東郷東こども園	60	41	68.3
	公	東郷中こども園	110	60	54.5
	公	東郷西こども園	150	131	87.3
	公	舟着こども園	45	34	75.5
	公	八名こども園	150	137	91.3
	公	長篠こども園	100	96	96.0
	公	鳳来こども園	40	25	62.5
	公	山吉田こども園	45	23	51.1
	公	大野こども園	90	59	65.5
	公	作手こども園	90	46	51.1
	私	マハート子いづみや	10	9	90.0
私	つばさ保育園	12	8	66.6	
設楽町 公立 3 私立 1	公	名倉保育園	30	12	40.0
	公	清嶺保育園	30	9	30.0
	公	津具保育園	30	22	73.3
	私	田口宝保育園	40	38	95.0
東栄町 公立 1	公	とうえい保育園	90	64	71.1
豊根村 公立 1	公	杉の子保育園	30	17	56.6
合 計		公立 20 か所、私立 3 か所	1,792	1,383	77.1

9 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等の自立を図るためには、早期の段階においての支援が重要であり、親自身の精神的安定と自立意欲の助長、就労意欲の醸成を図ることが必要である。

こうした観点から、ひとり親家庭等の初期把握が可能な児童扶養手当申請の際などに、生活全般にわたる相談や職業相談を実施し、ひとり親家庭等の求めに応じて就労に必要な技能習得の促進、就業支援サービスの提供等を行い、ひとり親家庭等が就労により自立できるよう様々な角度から総合的な援助を実施している。

(1) 母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員1名を配置し、管内3町村を担当している。母子家庭の母及び父子家庭の父が自立できるよう、自立に向けた相談や就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスや養育費の相談などを行なっている。

なお、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付・償還事務は、管内3町村と豊橋市（中核市）を除く東三河地域の各市（豊川市、蒲郡市、田原市、新城市）を所管する。

母子・父子自立支援員相談指導状況 (平成30年度) (単位：件、%)

母子・父子自立支援員相談指導状況				(平成30年度) (単位：件、%)				
区 分		延件数	構成比	区 分		延件数	構成比	
生活一般	住 宅	—	—	経済的支援・生活援護	母子福祉資金	貸付	3	10.0
	医療・健康	—	—			償還	27	90.0
	家庭紛争	—	—		父子福祉資金	貸付	—	—
	就 労	—	—			償還	—	—
	結 婚	—	—		寡婦福祉資金	貸付	—	—
	養 育 費	—	—			償還	—	—
	借 金	—	—		公 的 年 金	—	—	
	そ の 他	—	—		児童扶養手当	—	—	
	小 計	—	—		生 活 保 護	—	—	
児 童	養 育	—	—	税	—	—		
	教 育	—	—	そ の 他	—	—		
	非 行	—	—	小 計	30	100.0		
	就 職	—	—	そ の 他	売店設置(法第25条)	—	—	
	そ の 他	—	—		たばこ販売(法第26条)	—	—	
小 計	—	—	母子世帯向公営住宅		—	—		
			母子生活支援施設		—	—		
			小 計	—	—			
			合 計		30	100.0		

(2) 母子、父子、寡婦福祉資金の貸付

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図るため、生活に必要な各種資金の貸付を行なっている。

(事業開始 母子福祉資金…昭和 28 年度 寡婦福祉資金…昭和 44 年度 父子福祉資金…平成 26 年度)

区 分	貸 付 対 象
母子福祉資金	20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子、又はその扶養している児童、20 歳未満の父母のいない児童
父子福祉資金	20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子、又はその扶養している児童
寡婦福祉資金	かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子（寡婦）、又はその扶養している子、40 歳以上の配偶者のない女子
貸付の種類 (13 種類)	事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、臨時児童扶養等資金

(3) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給

就業のために職業訓練を受けたり修学する母子家庭の母、父子家庭の父に給付金を支給する。

区 分	給 付 内 容	備 考
自立支援教育 訓練給付金	対象講座 ① 雇用保険の一般教育訓練給付の指定講座 ② 雇用保険の特定一般教育訓練給付の指定講座 ③ 雇用保険の専門実践教育訓練給付の指定講座 支給額 【雇用保険非該当者】 対象講座の受講料の 6 割相当額（上限 20 万円。下限 1 万 2 千円。 ただし、上記の③を受講する場合の上限は、修行年数×20 万円（上 限 80 万円） 【雇用保険該当者】 上記金額から、雇用保険の教育訓練給付金の額を差し引いた額	平成 30 年度 実績なし
高等職業訓練 促進給付金	対象資格 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、 歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師等 支給期間 就業期間の全期間（上限 48 月） ※対象資格によっては、4 年制の修学であっても 4 年間の支給が認め られない場合あり 支給額 市町村民税 非課税世帯 月額 100,000 円 課税世帯 月額 70,500 円 ※なお、修行期間の最後の 12 か月は、支給額が月額 4 万円増額される	〃

(4) 児童扶養手当の支給

ア 支給要件

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童
- (ウ) 父又は母が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- (エ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (カ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 婚姻によらないで懐胎した児童
- (ケ) (キ)に該当するかどうか明らかでない児童
(孤児などで、母が懐胎した当時の事情が不明である児童)

イ 手当月額

区分	全部支給	一部支給
児童1人	42,910円	42,900円～10,120円
児童2人	53,050円	53,040円～15,190円
児童3人以上	6,080円加算	6,070円～3,040円加算

ウ 所得制限限度額表

扶養親族等の数①	受給者資格者本人		孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円

エ 支給時期

令和元年8月支給まで……年3回(4月、8月、12月)

令和元年11月支給から……年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)

(注) 支払回数増に伴う移行措置として令和元年11月支払いは8月から10月の3か月分の支払いとなる。

オ 支給要件別受給状況

(平成31年4月1日現在) (単位:人)

区 分		設楽町	東栄町	豊根村	計
受給者数		20 (6)	10 (3)	3 (1)	33 (10)
支給要件別世帯数	離 婚	17	8	3	28
	死 別	-	-	-	-
	未 婚	2	2	-	4
	障害者	1	-	-	1
	遺 棄	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-

※受給者数の()は、支給停止者数別掲

※要件別世帯数は、支給停止者を除いた数

※新城市については、自市で認定事務をしている。

(5) 愛知県遺児手当の支給

ア 支給要件

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童
- (ウ) 父又は母が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- (エ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (カ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 婚姻によらないで懐胎した児童

イ 手当月額 (1人につき)

支給開始～3年目まで	4,350円
4年目～5年目	2,175円

ウ 所得制限限度額表

(単位：円)

扶養親族等の数	受給者資格者本人	孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者
0人	1,920,000	2,360,000
1人	2,300,000	2,740,000
2人	2,680,000	3,120,000
3人	3,060,000	3,500,000
4人	3,440,000	3,880,000
5人	3,820,000	4,260,000

エ 愛知県遺児手当支給要件別受給状況

(平成31年4月1日現在) (単位：人)

区 分		新城市	設楽町	東栄町	豊根村	計
受給者数		127 (8)	10 (3)	5 (2)	2 (1)	144 (14)
遺児数		213	20	12	5	250
支給要件別世帯数	離婚	122	11	6	3	142
	死別	-	-	-	-	-
	未婚	11	2	1	-	14
	障害者	-	-	-	-	-
	遺棄	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	重複	2	-	-	-	2

※受給者数の()は、支給停止者数別掲

※要件別世帯数は、支給停止者を含めた数

10 障害者（児）福祉

障害者（児）福祉施策は、戦後長らくは主に身体障害者福祉法（昭和20年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）を中心に、福祉の増進が図られてきた。

平成15年4月から支援費制度が導入され、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から障害者自らが福祉サービスを選択し、「契約」する仕組みに転換したが、利用者数増大や財源問題、障害種別間の格差、サービス水準の地域間格差など、新たな課題が生じることとなった。

平成18年10月、障害者自立支援法が施行された。障害種別にかかわらず必要なサービスを利用できるように利用の仕組みを一元化、施設・事業が再編され、市町村が一元的にサービスを提供することが明記された。

平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、この法律により平成25年4月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障害者の範囲に難病等が追加された他、障害福祉サービス等の改正が行われた。

（1）各手帳所持状況

ア 身体障害者手帳所持状況

（平成31年4月1日現在）（単位：人）

区 分	障 害 者 別 内 訳					合 計	18歳未満	18歳以上
	視 覚	聴 覚	音声・言語	肢体不自由	内 部			
新城市	89	116	19	947	678	1,849	16	1,833
設楽町	13	25	3	143	87	271	1	270
東栄町	20	9	2	98	60	189	0	189
豊根村	4	2	1	38	25	70	0	70
合 計	126	152	25	1,226	850	2,379	17	2,362

イ 療育手帳所持状況

（平成31年4月1日現在）（単位：人）

区 分	障 害 程 度 別 内 訳			合 計	18歳未満	18歳以上
	重度（A判定）	中度（B判定）	軽度（C判定）			
新城市	154	136	129	419	101	318
設楽町	23	16	8	47	5	42
東栄町	18	10	9	37	5	32
豊根村	2	5	5	12	2	10
合 計	197	167	151	515	113	402

ウ 精神障害者保健福祉手帳所持状況

（平成31年4月1日現在）（単位：人）

区 分	障 害 等 級 別 内 訳			合 計	18歳未満	18歳以上	【参考】自立支援医療（精神医療）受給者数
	1 級	2 級	3 級				
新城市	50	255	67	372	11	361	495
設楽町	11	32	9	52	1	51	65
東栄町	6	14	4	24	0	24	38
豊根村	3	6	0	9	1	8	16
合 計	70	307	80	457	13	444	614

(2) 特別児童扶養手当の支給

ア 支給要件

障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、その障害児の父母以外の者が障害児を養育する（その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者に対し支給する。

イ 手当月額 1級 52,200円、2級 34,770円

ウ 所得制限限度額表

(単位：円)

扶養親族等の数	受給者資格者本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000

エ 特別児童扶養手当受給状況

(平成31年4月1日現在) (単位：人)

区 分			新城市	設楽町	東栄町	豊根村	計	
受給者数			59 (8)	5 (1)	1 (-)	2 (-)	67 (9)	
支 給 対 象 障 害 児 数	身 体 障 害	外 部 障 害	1級	1	-	-	-	1
			2級	1	-	-	-	1
		内 部 障 害	1級	-	-	-	-	-
			2級	2	-	-	1	3
	精 神 障 害	知 的 障 害 の み	1級	27	4	2	-	33
			2級	19	1	-	-	20
		知 的 障 害 及 び 精 神 障 害	1級	1	-	-	-	1
			2級	6	-	-	-	6
		精 神 障 害 の み	1級	-	-	-	-	-
			2級	4	-	-	1	5
	重 複 障 害		1級	-	-	-	-	
			2級	-	-	-	-	
	計		1級	29	4	2	-	35
			2級	32	1	-	2	35

※受給者数の()は、支給停止者数別掲。

(3) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の支給

ア 支給要件と手当額(月額)

(平成31年4月1日現在)(単位:円)

区 分		手 当 額		
		国手当	県手当	計
特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者(施設入所者、長期入院者を除く)	27,200	A種 6,850 B種 1,050	A種 34,050 B種 28,250
障害児福祉手当	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な在宅の者(障害を事由とした年金の受給者、施設入所者を除く)	14,790	A種 6,900 B種 1,150	A種 21,690 B種 15,940
経過的福祉手当	20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれかを受給していない在宅の者(施設入所者を除く)[障害の程度は、障害児福祉手当と同じ]	14,790	A種 6,900 B種 1,150	A種 21,690 B種 15,940

イ 支給時期 年4回(5月、8月、11月、2月)

ウ 所得制限あり

【参考】A種…身体障害1~2級かつIQ35以下の合併

B種…身体障害1~2級又はIQ35以下

上記の国の手当受給者のうち、障害の程度及び内容に応じて県の手当を加算して支給する。

エ 障害者関係手当受給者数

(平成31年4月1日現在)(単位:人)

	特別障害者手当				障害児福祉手当				経過的福祉手当				在宅重度障害者手当
	A種	B種	C種	計	A種	B種	C種	計	A種	B種	C種	計	
新城市	9	29 (1)	-	38 (1)	6	15	-	21	-	1	-	1	460
北設楽郡	設楽町	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	59
	東栄町	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	46
	豊根村	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	10
計	2	2	-	4	1	-	-	1	-	-	-	115	
合計	11	31 (1)	-	42 (1)	7	15	-	22	-	1	-	1	575

(注) 新城市の特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当認定事務は、新城市が行っている。

※括弧内の数字は支給停止者(内数)です

(4) 在宅重度障害者手当の支給

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当受給者を除く在宅の重度障害者に支給。

ただし、平成 25 年 4 月 1 日の規則改正により、療養介護を行う病院に入院している者、病院又は診療所に継続して三月を超えて入院するに至った者及び刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者と、平成 20 年 4 月 1 日の規則改正により、65 歳以上になってから新たに障害者になった者は支給対象外となった。

ア 手当額（月額） （平成 31 年 4 月 1 日現在）（単位：円）

障 害 の 区 分		手 当 額
1 種重度障害者	1 級又は 2 級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が 35 以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	15,500
2 種重度障害者	○1 級又は 2 級の身体障害者手帳を有する者 ○知能指数が 35 以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 ○3 級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が 50 以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	6,750

イ 支給時期 年 3 回（4 月、8 月、12 月）

ウ 所得制限あり

エ 在宅重度障害者手当受給者数 （平成 31 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

市町村名	1 種	2 種				小 計	合 計
	身障 1・2 IQ35 以下	身障 1	身障 2	IQ35 以下	身障 3 IQ50 以下		
新城市	2(-)	233(10)	156(2)	63(3)	6(-)	458(15)	460(15)
設楽町	-(-)	27(-)	21(-)	10(-)	1(-)	59(-)	59(-)
東栄町	-(-)	26(-)	13(1)	7(-)	-(-)	46(1)	46(1)
豊根村	-(-)	4(-)	6(-)	-(-)	-(-)	10(-)	10(-)
合 計	2(-)	290(10)	196(3)	80(3)	7(-)	573(16)	575(16)

※括弧内の数字は支給停止者数（内数）です。

(5) 心身障害者扶養共済制度

1～3 級の身体障害者又は知的障害者を扶養している保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡又は重度の障害となった場合に障害者に年金を支給する。

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支 給 額	掛 金	1 口当たり 5,600 円～23,300 円（平成 20 年度以降新規加入は 1 口当たり月 9,300 円～23,300 円） 2 口まで加入できる。
	給 付 金	年 金（保護者が死亡した場合等に支給）1 口当たり月額 20,000 円 弔慰金（障害者が死亡した場合に支給）1 口当たり 30,000 円～250,000 円（加入期間により異なる。）
	脱退一時金	脱退者の加入期間により、1 口当たり 45,000 円～250,000 円
加入状況		設楽町 5 人 東栄町 2 人 豊根村 1 人（計 8 人）

(6) 障害保健福祉圏域会議

東三河北部障害保健福祉圏域における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、問題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行なうことを目的として「東三河北部障害保健福祉圏域会議」を開催している。

また障害保健福祉圏域会議の専門部会として、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えた緊急事態の対応を図り、また入所施設や病院からの地域移行を進めることを目的とした「地域生活支援拠点等整備検討会」を開催している。

- 対象地域 新城市、北設楽郡
- 事務局 新城設楽福祉相談センター

《開催状況》

ア 東三河北部障害保健福祉圏域会議

(平成 30 年度)

第1回	日時	平成 30 年 8 月 20 日 (月) 午後 1 時 30 分～
	場所	新城保健所 会議室
	出席者	相談支援専門員、基幹相談支援センター相談員、障害福祉サービス事業所職員、障害者就業・生活支援センター職員、市町村障害福祉担当職員、地域アドバイザー、新城福祉会業務執行理事、県障害福祉課職員、保健所職員、福祉相談センター職員 (計 32 名)
	議題	①医療的ケア児について ②圏域内の障害福祉サービスの状況について ③第 5 期愛知県障害福祉計画 第 2 章 2 ②の課題に関する訪問系サービス調査について ④地域生活支援拠点等整備事業に関する検討状況について ⑤愛知県自立支援協議会について
第2回	日時	平成 31 年 2 月 27 日 (水) 午後 1 時 30 分～
	場所	新城保健所 会議室
	出席者	相談支援専門員、基幹相談支援センター相談員、障害福祉サービス事業所職員、障害者就業・生活支援センター職員、市町村障害福祉担当職員、医療的ケア児コーディネーター、地域アドバイザー、保健所職員、福祉相談センター職員 (計 26 名)
	議題	①地域生活支援拠点等に関する検討状況について ②医療的ケア児支援について ③愛知県東三河北部障害保健福祉圏域会議設置要綱の改正について ④相談支援アドバイザー会議及び関連する課題について

イ 地域生活支援拠点等整備検討会

第1回	日時	平成 30 年 7 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分～
	場所	新城保健所 会議室
	出席者	基幹相談支援センター相談員、障害福祉サービス事業所職員、市町村障害福祉担当職員、地域アドバイザー、新城福祉会業務執行理事、保健所職員、福祉相談センター職員 (計 15 名)
	議題	①圏域における昨年度までの検討状況等について ②県内市町村の整備状況について ③各機関の機能別取組み状況について ④障害福祉サービス等の基本報酬における加算について ⑤新城市安心生活支援事業について ⑥圏域における課題について

第2回	日時	平成31年1月23日(水) 午後2時～
	場所	新城保健所 会議室
	出席者	相談支援専門員、基幹相談支援センター相談員、障害福祉サービス事業所職員、市町村障害福祉担当職員、地域アドバイザー、保健所職員、福祉相談センター職員(計23名)
	議題	①拠点等の概要等について ②事業所の認定に関する事務連絡会議について ③都道府県ブロック会議について ④事例について ⑤グループワーク(地域生活支援拠点等に関する広域課題について)

(7) 障害福祉サービスの実績

(平成30年度実績)

サービス区分	サービス名	新城市	設楽町	東栄町	豊根村
訪問系サービス (単位:時間)	総利用時間数	17,957	273	305	131
	居宅介護	17,305	273	305	131
	重度訪問介護	108	-	-	-
	同行援護	37	-	-	-
	行動援護	507	-	-	-
	重度障害者等包括支援	-	-	-	-
日中活動系サービス (単位:人日)	生活介護	27,157	4,470	132	659
	自立訓練(機能訓練)	-	-	-	-
	自立訓練(生活訓練)	756	-	-	-
	就労移行支援	2,027	793	283	-
	就労継続支援(A型)	4,549	256	265	-
	就労継続支援(B型)	17,941	790	1,885	338
	就労定着支援	15	-	-	-
	自立生活援助	-	-	-	-
	福祉型短期入所	1,296	82	858	76
	医療型短期入所	28	-	-	-
療養介護(単位:人)	91	12	-	-	
居住系サービス (単位:人)	グループホーム	58	73	58	-
	施設入所支援	52	169	122	2
相談支援 (単位:人)	計画相談支援	1,431	105	80	11
	地域移行支援	9	3	-	-
	地域定着支援	46	-	-	1
障害児通所サービス (単位:人日)	児童発達支援	2,907	-	-	-
	医療型児童発達支援	-	-	-	-
	居宅訪問型児童発達支援	-	-	-	-
	放課後等デイサービス	5,222	8	-	26
保育所等訪問支援	-	-	-	-	
障害児相談支援 (単位:人)	障害児相談支援	214	4	-	2

(注) 障害福祉課提供による数値

11 女性相談センター新城設楽駐在室

昭和31年に「売春防止法」が公布され、婦人の保護更生を期することを目的として、昭和32年に駐在室が設置された。

一方、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が公布され、平成14年4月から全面施行された。

その後、平成16年12月に加害者の定義の拡大、国・地方公共団体の役割強化等が図られた改正法が施行され、これにより暴力被害者である女性の保護をより一層円滑かつ効果的に実施するため、必要な相談等をより積極的に行うこととなった。

平成20年1月には市町村の役割強化や保護命令制度の拡充が図られ、さらに平成26年1月から法改正により法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

現在、女性相談員が1名配置され、管内1市3町村を担当し、関係機関と緊密な連携をとり、来所（面接）相談、電話相談及び定例出張相談など日常生活を営む上での女性の諸問題について広く相談に応じている。

（1）相談内容別件数

（平成30年度）（単位：件）

相談内容（主 訴）		件 数			相談内容（主 訴）		件 数			
		面接	電話	計			面接	電話	計	
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	14	-	14	住居問題	-	-	-	
		薬物中毒・酒乱	-	-	-		帰住先なし	-	-	-
		離婚問題	1	2	3		生活困窮	-	-	-
		その他	-	-	-			借金・サラ金	-	-
	子 ど も	子どもの暴力	-	-	-	求職		-	-	-
		養育不能	-	-	-	その他	-	-	-	
		その他	-	4	4	病 気	-	1	1	
	親 族	親の暴力	-	-	-		精神的問題	-	-	-
		その他の親族の暴力	-	1	1		妊娠・出産	-	-	-
		その他	-	-	-		その他	-	10	10
	交 際 相 手	交際相手の暴力	-	-	-	不純異性交遊	-	-	-	
		同性間の交際相手の暴力	-	-	-	売春強要	-	-	-	
		その他	-	-	-	ヒモ・暴力団関係	-	1	1	
	家庭不和	-	-	-	5条関係	-	-	-		
	その他の者の暴力	-	-	-	人身取引	-	-	-		
	男女問題	-	-	-	ストーカー	-	-	-		
	その他	-	14	14	総 計	15	33	48		

(2) 定例出張相談

平成30年度 心配ごと相談実施日

月	日	相談場所	月	日	相談場所
4月	10日	したら保健福祉センター	10月	9日	したら保健福祉センター
5月			11月	13日	つぐ保健福祉センター
6月	12日	つぐ保健福祉センター	12月	11日	したら保健福祉センター
7月	10日	したら保健福祉センター	31-1月		
8月			31-2月		
9月	11日	つぐ保健福祉センター	31-3月	12日	つぐ保健福祉センター

※ 相談件数 女性相談0件/年（他の行政相談等3件/年）

(3) 三河ブロック女性相談員研修会

相談事例の検討等を通じて女性相談員の専門性を高めることを目的として、女性相談員を対象に、尾張（尾張、海部、知多）・三河（西三河・豊田加茂・東三河・新城設楽）の各ブロックで年2回（前期・後期）、駐在室が輪番で行っている。

平成30年度前期は、当駐在室が研修会を企画・実施し、後期は、事例提供を行った。（企画・実施は豊田加茂）

【前期】

日時	平成30年7月24日（火）午前10時30分から午後4時まで	
場所	愛知県西三河総合庁舎（8階801会議室）	
出席機関	女性相談センター、三河ブロック駐在室〔西三河駐在室、豊田加茂駐在室、東三河駐在室、新城設楽駐在室〕	
概要	担当機関	内 容
	東三河駐在室	事例検討「不法滞在外国人の一時保護について」
	法テラス三河	講演「DV法律相談について」
	女性相談センター	講義「女性相談センターの概要と現状」 「相談支援者が留意すること」

【後期】

提供事例 「高齢女性の一時保護について」

【参考 駐在室研修会担当表】

	研修担当	事例提供
平成31年度前期	東三河	東三河
平成31年度後期	西三河	東三河
令和2年度前期	新城設楽	豊田加茂
令和2年度後期	豊田加茂	豊田加茂

(4) 新城設楽地域DV被害者保護支援連絡会議

配偶者から暴力を受けた女性に関わる問題に対して、地域で関係機関が連携して適切な対応を図るため開催した。

日 時	平成30年8月9日(木) 午後1時40分から午後3時20分まで
場 所	愛知県新城設楽総合庁舎(新城設楽振興事務所) 会議室
出席者	新城警察署、設楽警察署、新城公共職業安定所、新城市消防本部、新城保健所、市町村担当課、新城保健センター、したら保健福祉センター、豊根村保健センター、健康福祉部児童家庭課、女性相談センター、新城設楽児童・障害者相談センター、新城設楽福祉相談センター(福祉事務所)、女性相談センター新城設楽駐在室(計18名)
議 題	① 愛知県のDV対策事業について(児童家庭課) ② 愛知県女性相談センターの業務内容等について(女性相談センター) ③ 講演 テーマ「配偶者暴力等に関する保護命令について」(名古屋地方裁判所 豊橋支部裁判所書記官(主任書記官)) ④ 関係機関からの報告(新城市子ども未来課、新城警察署、設楽町町民課、設楽警察署) ⑤ その他…平成29年度女性相談センター新城設楽駐在室の女性相談実績

(5) DV証明書及び保護命令手続き支援の状況

DV被害者に対し、住民基本台帳や年金事務所での年金番号の閲覧制限等の手続きのために必要な「DV相談証明書」の交付や生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、DV被害者が裁判所に申し立てる「保護命令」に対する書類作成の支援を行っている。

平成30年度実績

DV証明書 4件 保護命令 0件

(6) 職員の配置状況

駐在室長(センター長兼務)
|
駐在室次長(次長兼務)
|
室長補佐(課長補佐兼務)
|
女性相談員1名(一般職非常勤職員)

(7) 業務

- ア 福祉事務所、警察、民生委員等の関係機関と密接な連絡をとり、要保護女子及び被害者の早期発見に努めること。
- イ 要保護女子及び被害者の面接調査及び相談指導にあたり、本人に最も適した処置を敏速かつ適確に実施すること。
- ウ 売春防止法（昭和31年法律第113号）並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の趣旨の普及徹底に努めること。
- エ その他一般女性の福祉昂揚のため必要な相談に応ずること。

第3 児童育成課の業務

児童育成課は、児童相談所としての相談・指導、措置決定等の業務、並びに、身体障害者・知的障害者に関する相談支援に対応している。

【児童相談の状況】

1 相談の種類

児童についての相談は、その内容によって、下表のとおり相談種別に分けている。

相談種別		内容
養護 相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健相談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談。
障害 相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。
非行 相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から同法同条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。
育成 相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上のいずれにも該当しない相談。

2 相談・指導等の状況

(1) 相談種類別受付件数

平成30年度の相談種類別・年齢別の相談受付件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

	養護		保健相談	障害						非行		育成				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
0歳	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
1歳	1	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4
2歳	1	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	7	-	12
3歳	4	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	7	-	19
4歳	1	2	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	1	9
5歳	1	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	2	4	-	18
6歳	-	3	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	3	-	-	15
7歳	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	5	-	-	10
8歳	1	1	-	-	-	-	1	7	-	-	-	-	-	11	-	-	21
9歳	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	6	-	-	10
10歳	1	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	1	2	-	-	7
11歳	1	1	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	3	-	-	10
12歳	1	3	-	-	-	-	-	2	-	-	1	1	-	4	-	-	12
13歳	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	5	-	-	9
14歳	-	-	-	-	-	-	-	5	1	-	-	-	-	2	-	-	8
15歳	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	2	-	-	5
16歳	5	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	9
17歳	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	8
18歳以上	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
計	24	22	-	1	-	-	1	71	2	-	1	4	3	46	20	1	196
新城市	23	19	-	1	-	-	-	67	1	-	1	3	2	41	19	-	177
設楽町	1	2	-	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	1	1	-	9
東栄町	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	4
豊根村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
管外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	4
29年度	34	21	-	-	-	-	2	44	2	1	4	6	3	40	18	4	179
28年度	52	11	-	2	-	-	2	52	4	-	2	14	2	13	5	3	162
27年度	28	21	-	1	-	-	1	50	5	1	1	18	2	19	8	-	155

(2) 相談種類別対応件数

平成30年度の相談種類別対応件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

		面接指導			児童福祉司・児童委員指導	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致※	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん									
養護	児童虐待相談	22	1	-	-	-	-	-	-	/	-	4	27
	その他の相談	11	3	-	-	-	3	-	-	/	-	4	21
	保健相談	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
障害	肢体不自由相談	1	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	1
	視聴覚障害相談	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
	言語発達障害等相談	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
	重症心身障害相談	1	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	1
	知的障害相談	70	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	70
	発達障害相談	2	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	2
非行	ぐ犯行為等相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	触法行為等相談	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2
育成	性格行動相談	4	-	-	-	-	1	-	-	/	-	-	5
	不登校相談	3	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	3
	適性相談	44	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	44
	育児・しつけ相談	21	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	21
	その他の相談	1	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	1
	計	180	4	-	1	1	4	-	-	-	-	8	198

※：児童福祉法第27条第1項第4号によるもの

(注)受付から対応の間に年度をまたぐ場合や1件の相談受付に対して複数の対応を採る場合等があるため、受付件数と対応件数は必ずしも一致しない。

(3) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

平成30年度に行った調査・診断等の件数は次の表のとおりである。

なお、計のうち586件が児童虐待相談に係るものである。

(単位：件)

調査・社会診断指導			医学的 診断指 導	心理診断指導					心理療法 ・カウ ンセリ ング 等	計
児童	保護者	その他		知能 検査	発達 検査	人格 検査	その 他の 検査	面接・観 察・指 導		
135	394	921	12	116	14	5	1	201	12	1,811

3 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法第33条に基づき行うもので、一時保護所に入所させるか、児童福祉施設、里親などに保護を委託して行う。緊急の保護や、児童の行動観察、短期治療などを目的とする。

平成30年度は、5件について、延べ412日の一時保護を行った。

(単位：件、日)

区分	養護		障害	非行	育成	計 (件数)	保 護 延日数
	児童虐待	その他					
一時保護所	1	1	-	-	-	2	57
委託保護	施設	1	-	-	-	1	7
	里親	-	-	-	-	-	-
	警察	-	-	-	-	-	-
	その他	2	-	-	-	2	348
計	4	1	-	-	-	5	412

4 児童福祉施設等への入所状況

平成30年度に里親等への委託・児童福祉施設等への入所措置決定（児童福祉法第27条第1項第3号、同条第2項）、障害児入所給付費支給決定（児童福祉法第24条の3第2項）、児童自立生活援助（児童福祉法第33条の6）をした件数、及び、年度末現在の在籍児童数は、次の表のとおりである。

(単位：件、人)

	乳児院	児童養護 施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設	里親・ ファミリー ホーム	児童自立 生活援助 施設	障害児入所施設		指定医 療機関	計
							福祉型	医療型		
入所措 置等決 定件数	2	1	1	-	-	1	-	-	-	5
年度 末在 籍数	2	5	2	-	1	1	2	-	-	13

(注)障害児入所施設、指定医療機関については、上段は入所措置、下段は入所給付決定。

5 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい知識をもった家庭的な養育により健全に育てることを目的として、里親、ファミリーホームが推進されている。

(1) 里親への委託状況

当センターが児童を里親へ委託した状況は次の表のとおりである。

	30年度新規委託児童数	年度末現在委託中児童数
養育里親	-	1
再掲) 専門里親	-	-
親族里親	-	-
養子縁組希望里親	-	-
計	-	1

(2) 管内里親登録状況

当センター管内の里親登録状況、及び、当センター管内里親の里子受託状況は次の表のとおりである。

(単位：人)

		30年度新規 登録里親数	年度末現在 登録里親数	年度末現在 受託児童数
登録里親数・受託児童数		1	5	2
再 掲	養育里親	1	5	2
	(再掲)専門里親	-	-	-
	親族里親	-	-	-
	養子縁組希望里親	1	3	-

(注)養育里親かつ養子縁組希望里親の複数の区分で登録されている里親がいる。

(3) 里親への支援

愛知県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親交流推進（サロン）事業、里親をサポートする養育支援（ヘルパー派遣）事業の実施や、里親会の育成を図り、里親に委託可能な児童は積極的に里親委託を推進するように取り組んでいる。

なお、当センターでは登録里親数が少なく、里親会も東三河全域の組織となっているため、里親関連事業は東三河児童・障害者相談センターと共同で実施することもある。

(4) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

平成30年度現在において、当センターからファミリーホームに委託している事例はなく、また、当センター管内における本事業の実施もない。

6 児童措置費負担金徴収状況

施設入所措置を行った場合には、保護者（扶養義務者）にその負担能力に応じて費用の一部を負担させることとなっている。平成30年度の児童措置費負担金徴収の状況は次の表のとおりである。

H31. 4. 1現在（単位：人、件、円）

	調定			収入		
	人数	件数	金額	人数	件数	金額
過年度分	3	18	208,400	2	8	118,400
現年度分	6	51	580,600	1	30	321,600
計	7	69	789,000	3	38	440,000

(注)件数：負担金は月ごとに調定を行っており、その件数。

収入の人数：全件を完納した人数。（一部納入の人は含まない。）

7 養護相談の状況

(1) 理由別対応件数

平成30年度に対応（前記2の(2)）した養護相談の理由別件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	-	-	-	-	-	3	-	3
里親委託	-	-	-	-	-	-	-	-
面接指導	-	-	-	-	23	14	-	37
その他	-	-	-	-	4	4	-	8
計	-	-	-	-	27	21	-	48
平成29年度	-	-	-	4	32	15	2	53
平成28年度	-	-	-	-	52	9	2	63
平成27年度	1	-	1	4	27	11	5	49

(2) 虐待相談の状況

(1)の虐待相談の状況は以下の表のとおりである。

ア 相談経路・虐待の種類

(単位：件)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
児童相談所		-	-	1	-	1
福祉事務所		-	-	-	3	3
保健センター		-	-	-	-	-
保育所		-	-	-	-	-
児童福祉施設・指定医療機関		-	-	-	-	-
警察等		1	1	11	1	14
家庭裁判所		-	-	-	-	-
保健所		-	-	-	-	-
医療機関		-	-	-	-	-
幼稚園・学校・教育委員会等		-	-	-	-	-
児童委員		-	-	-	-	-
家族	虐待者本人	1	-	1	-	2
	虐待者以外	1	-	1	-	2
親戚		-	-	-	-	-
近隣・知人		-	-	-	1	1
児童本人		-	-	1	-	1
その他		3	-	-	-	3
計		6	1	15	5	27

イ 被虐待児の年齢・虐待の種類

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
3歳未満	-	-	4	1	5
3歳以上就学前	3	-	1	3	7
小学生	2	-	5	1	8
中学生	-	-	2	-	2
高校生その他	1	1	3	-	5
計	6	1	15	5	27

ウ 親権喪失等審判の請求等

平成30年度中に家庭裁判所に親権喪失等審判の請求、後見人選任の請求を行ったケースはなかった。

(3) 虐待対応関連事業

ア 虐待等児童問題関係機関連絡調整会議

かつてはあらゆる児童相談を児童相談所が対応することとされていたが、児相虐待相談の急増等を背景とした児童福祉法改正により、児童相談に応じることが市町村の業務として明確化された。

当センターでは、関係機関の連絡調整等を行うため、管内の関係機関を構成員とする「新城設楽地域虐待等児童問題関係機関連絡調整会議」を設置している。

会議開催日 平成30年10月16日

参加機関 管内13機関

イ 児童虐待対応弁護士、精神科医師、法医学専門医師

児童虐待の援助に当たっては、法律、医学の専門知識が必要であるため、愛知県では、児童虐待対応弁護士、児童虐待対応精神科医師、児童虐待対応法医学専門医師を設置して、援助に当たっての相談センター職員の相談や、現場での立会業務等の業務を行ってもらっている。

ウ 関係機関職員の研修

市町村等の関係機関職員の研修は県全体で実施されているが、当センターにおいても、管内の主任児童委員、家庭相談員を対象とした研修会を開催した。

実施日 平成31年2月6日

出席者 管内の主任児童委員、家庭相談員 24名

8 障害相談の状況

(1) 療育手帳の交付状況

療育手帳は、知的障害児(者)が一貫した支援を受けられるようにすること及び各種の福祉制度手続きを円滑に行えるようにすることを目的とする障害者手帳制度で、当センターでは管内の知的障害児について交付等を行っている。

平成30年度に新規交付・再交付・再判定を行った件数、及び、年度末現在の管内の手帳所持児童数は次の表のとおりである。

(単位：件、人)

		A判定(重度)	B判定(中度)	C判定(軽度)	計
年度中	新規交付	3	6	9	18
	再交付	-	-	-	-
	再判定	15	8	13	36
	計	18	14	22	54
年度末現在手帳所持児童数		30	23	53	106

(2) 判定書、診断書等の発行状況

関係機関からの依頼や各種証明のため判定書等を発行しているが、平成30年度の状況は次の表のとおりである。

(単位：件)

特別児童 扶養手当	就園・就学	就労	障害福祉 サービス	その他	計
2	5	2	1	5	15

(3) 障害児等療育支援事業への援助

本事業は、障害児施設等が地域の障害児療育グループ等の支援を行うもので、当センター管内地域については、岩崎学園、豊橋あゆみ学園が受託実施している。

当センターでも事業実施への援助をしており、平成30年度には管内での実施に2回参加した。

9 非行相談、育成相談の状況

非行相談は、当センター管轄地域の特徴もあって少ない。

また、不登校相談は、学校、教育委員会、教育事務所での施策の充実により、当センターへの相談は少なくなっている。

育成相談では、ことばの遅れの相談や、対人関係・社会性における発達上の問題に伴う性格行動についての相談が多い。

このような発達上の問題は保健センターが行う健診で発見される場合も多い。当センターでは、個別の相談に応ずる他に、保健センターが行う健診事後指導グループへの援助を行っており、平成30年度は新城市のグループに2回参加して援助を行った。

【障害者相談の状況】

18歳以上の身体障害者・知的障害者に関する当センター管内地域の判定業務は東三河児童・障害者相談センターが所管している。

当センターにおいては相談のみを受けているが、福祉サービス等の決定は市町村が行っていることもあり（第4の10参照）、実際の相談の件数は多くはない。

障害者相談の状況 平成30年度（単位：件）

身体障害者	-
知的障害者	1

令和元年度版 **福祉行政のあらまし**

令和元年 9 月発行

発行 愛知県新城設楽福祉相談センター

〒441-1326 新城市字中野 6-1

地域福祉課 0536-23-8051

児童育成課 0536-23-7366